

改正後（新）

区分	経費	交付率 又は交付額	重要な変更	
			経費の配分の 変更	事業の内容 の変更
農業・食品産業 強化対策整備交付金 I 強い農業・ 担い手づくり総 合支援交付金 (産地基幹施設 等支援タイプ)	1 事業費 (1) 産地競争力の強化 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱 (以下「国実施要綱」という)に基づいて行う事業に 要する経費 (2) 食品流通の合理化 国実施要綱及び卸売市場法第72条第1項に基づいて 行う事業に要する経費	定額、定額 (6/10, 11/20, 1/2, 4/10, 1/ 3, 1/4, 1/5以内) なお、それぞれの交付率に 該当する取組は、国実施要 綱別表の定めるところによ るものとする。	1 卸売市場 法第72条第1 項に基づく法 律補助として 交付決定され た額とそれ以 上の変更 2 交付金の 交付決定を受 けたもの(以 下、「補助事 業者」とい う。)の交付	1 事業の新設又 は廃止 2 事業実施主体 の変更
	2 市町村附帯事務費 市町村が行う1の経費に係る事業の実施に関し、事業 実施計画の承認及び事業の推進に必要な事務並び に指導監督及び調査検討を行うのに要する経費	定額 (1/2以内)		
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	
II 令和2年か ら3年までの冬 期の大雪及び令 和3年福島県沖 を震源とする地 震被災産地施設 支援対策	1 事業費 (1) 産地競争力の強化 国被災産地実施要綱に基づいて行う事業に要する経 費 (2) 食品流通の合理化 国被災産地実施要綱に基づいて行う事業に要する経 費 2 市町村附帯事務費 市町村	定額 (1/2以内) ただし、助成対象施設が圃 芸共済の加入対象施設の場合、国被災産地実施要綱 の別紙1の4のア、イのと おりとする。 定額 (1/2, 1/3以内) 定額 (1/2以内)		

改正前（旧）

区分	経費	交付率 又は交付額		重要な変更	
		国	県	経費の配分の 変更	事業の内容 の変更
農業・食品産業 強化対策整備交付金 I 強い農業・ 担い手づくり総 合支援交付金 (産地基幹施設 等支援タイプ)	1 事業費 (1) 産地競争力の強化 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱 (以下「国実施要綱」という)に基づいて行う事業に要する	定額、定額 (6/10, 11/20, 1/2, 4/ 10, 1/3, 1/4, 1/5以 内) なお、それぞれの交 付率に該当する取組 は、国実施要綱別表 の定めるところによ		1 卸売市場 法第72条第1 項に基づく法 律補助として 交付決定され た額とそれ以 上の変更 2 交付金の 交付決定を受 けたもの(以 下、「補助事 業者」とい う。)の交付	1 事業の新設又 は廃止 2 事業実施主体 の変更
	(2) 食品流通の合理化 国実施要綱及び卸売市場法第72条第1項に基づいて行う事業に要する経 費	定額 (4/10, 1/3以 内) なお、それぞれの交 付率に該当する取組 は、国実施要綱の別 表に定めるところに			
II 国産農畜産 物供給力強靱化 対策	1 事業費 国産農畜産物供給力強靱化対策実施 要綱(以下「国供給力強靱化実施要 綱」という)に基づいて行う事業に 要する経費 2 市町村附帯事務費 市町村が行う1の経費に係る事業の 実施に関し、事業実施計画の承認及 び事業の推進に必要な事務並びに指 導監督及び調査検討を行うのに要す る経費	定額 (1/2以内) なお、それぞれの交 付率に該当する取組 は、国供給力強靱化 実施要綱の別紙の4 及び5のとおりとす る。 定額 (1/2以内)	定額 (1/4以内) ただし、補助額の上 限は国費補助額の 1/2までとする。		
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		